

## 道路事業・街路事業に係る事後評価実施要領細目

### 第1 事後評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業並びに地方道及び街路に係る事業等に係るもの）とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う事業を含むものとする。

### 第2 事後評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

1 事後評価を実施する事業のうち、事業完了後一定期間が経過した事業とは、以下の事業を指す。

- (1) 事業完了後、事後評価の実施主体となるべき主体が、事後評価が必要であると判断した事業
- (2) 事業完了後5年が経過した事業のうち、事後評価を一度も実施していない事業

#### 2 「事業完了」の定義

原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点としているが、複数の区間又は箇所が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては該当する複数の区間又は箇所が全線供用を開始した時点を、対象区間が全線にわたり暫定供用を開始した事業についてはその時点を、それぞれ事業完了とみなすものとする。

#### 3 「事業の単位」の定義

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、一つの「箇所」を複数の「区間」に分けて事業採択する場合は、各々の「区間」を一つの事業単位とする。また、複数の区間又は箇所が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて事後評価を行うことができるものとする。

### 第3 評価の実施及び結果等の公表（実施要領第4 関連）

1 一般道路事業及び有料道路事業が一体となって実施された事業の事後評価の実施  
一般道路事業及び有料道路事業が一体となって実施された事業で管理主体が有料道路事業の実施主体である事業の事後評価は、有料道路事業の実施主体が、一般道路事業の実施主体の協力を得て、事後評価を実施するものとする。

#### 2 「事後評価に係る資料」の内容

「事後評価に係る資料」は、対象事業の目的、事業完了年度、全体事業費に加え、第4

に示す評価項目に係る資料とする。

### 3 改善措置の実施主体

- (1) 事後評価の実施主体により実施可能な改善措置の実施主体は、事後評価の実施主体とする。
- (2) 事後評価の実施主体以外による実施が想定される改善措置の実施主体は、所管部局等との協議により決定する。

### 4 結果等の公表

結果等の公表は、別に定める様式により実施するものとする。

## 第4 評価の手法（実施要領第5 関連）

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領第5の1及び3に基づき定めた評価手法として、①から④の評価項目については事業完了後における実績の確認等を行う。⑤から⑦の評価項目については①から④の評価結果を踏まえ、必要性を検討する。

その際、①及び②については、別に定める評価項目を用いて評価を実施するものとする。

①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

②事業の効果の発現状況

③事業実施による環境の変化

事業実施前に行った環境影響評価及び事業を巡る状況の変化を踏まえ事業評価実施主体が環境に関して評価すべきと判断した項目

④社会経済情勢の変化

関連する計画や事業の状況変化、人口・産業等の社会経済状況の変化、環境に関する状況変化、その他事業採択時より事後評価実施時までの周辺状況変化等

⑤今後の事後評価の必要性

⑥改善措置の必要性

⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

## 第5 複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等（実施要領第6 関連）

複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施された事業（一般道路事業及び有料道路事業が一体となって実施される事業で管理主体が有料道路事業の実施主体である事業を除く。）（以下「複合事業」という。）にあつては、各事業の事後評価の実施主体が協議の上、当該複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

## 第6 施行期日

本細目は、平成29年3月15日から施行する。